令和６年度（2024 年度）第１回 消費生活モニターアンケート結果

１　調査の目的

消費者意識や最近の消費者問題に関する認知度等を把握し、今後の消費者行政施策を検討する基礎資料とするために、消費生活モニターを対象にアンケート調査を実施しました。

２　調査の方法

（１）調査時期

令和７年（2025年）１月

（２）調査方法

調査票を郵送し回収するアンケート調査

（３）調査対象

消費生活モニター　259名（回答者数　231名／回答率　89.1%）

【年代】

	２０代	３０代	４０代	５０代	６０代	７０代以上	合計
回答人数 [構成比]	３人 [1.3%]	１７人 [7.4%]	４６人 [19.9%]	４７人 [20.3%]	５１人 [22.1%]	６７人 [29.0%]	２３１人 [100%]

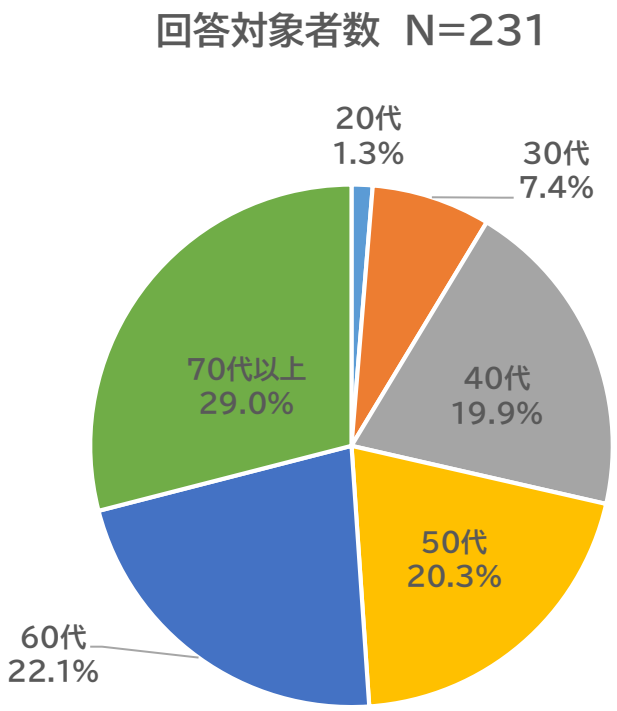

注１　本調査結果報告書のパーセンテージについては、四捨五入して算出しているため合計が100%にならない場合があります。

注２　本調査結果報告書において、「N＝〇〇〇」とは、当該設問における回答対象者数（無回答を含む）を示しています。

３　調査結果

１　エシカル消費について

問１　あなたは、「エシカル消費（倫理的消費）」という言葉について、どの程度知っていますか。当てはまるものを一つお選びください。（単一回答　Ｎ＝231）

※「エシカル消費（倫理的消費）」とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

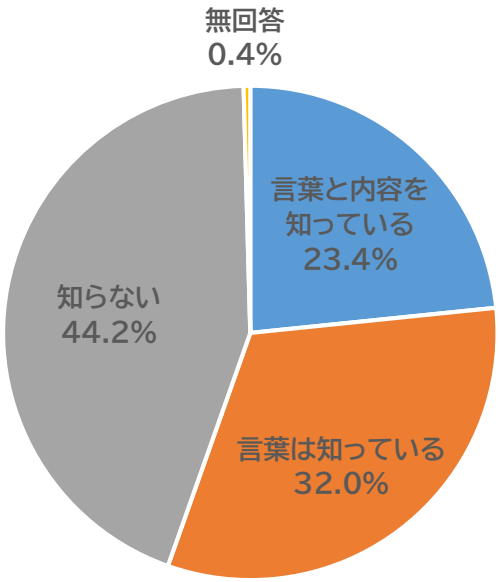

問２　問１で①もしくは②と答えた方に伺います（③と答えた方は、問３へお進みください）。あなたは、「エシカル消費（倫理的消費）」の言葉や内容をどこからの情報で知りましたか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。（複数回答　Ｎ＝128）

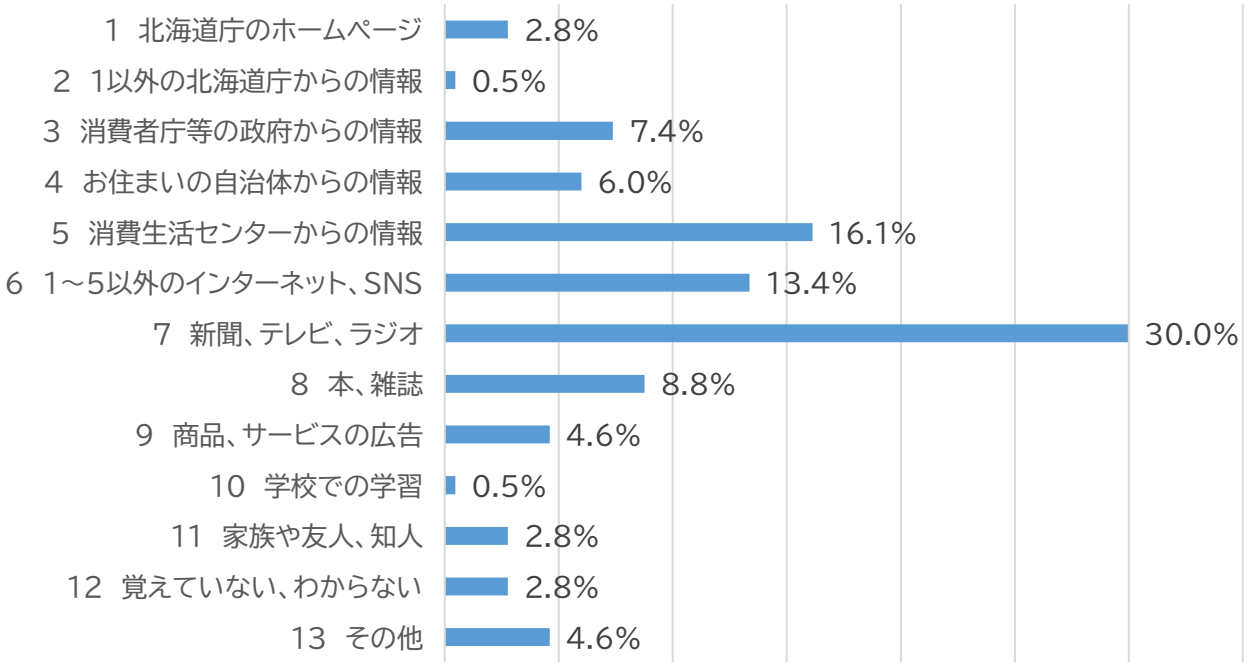

※その他　4.6%（一部抜粋）
- 消費生活モニターアンケートで知った。
- 自分で学習した。
- 職場。

問３　エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動です。

日常的に消費する衣類や食品などの生産背景には、児童労働や人権問題、劣悪な労働環境、環境破壊などの問題が潜んでいる場合があります。

私たち一人一人が、社会的な課題に気付き、その解決のためにできることを考えたり、買物や行動することがエシカル消費です。例えば次のような行動も含まれます。

・社会的課題に配慮した商品・サービスを購入する

・地域社会の活力向上のため地元商店街で買物をしたり、その地域で生産された農産物等を購入する

・一度使用したものをシェアやリサイクルをして資源を大切に使う

あなたは、エシカル消費について、どの程度興味がありますか。以下の項目のうち、当てはまるものを一つお選びください。（単一回答　N＝231）

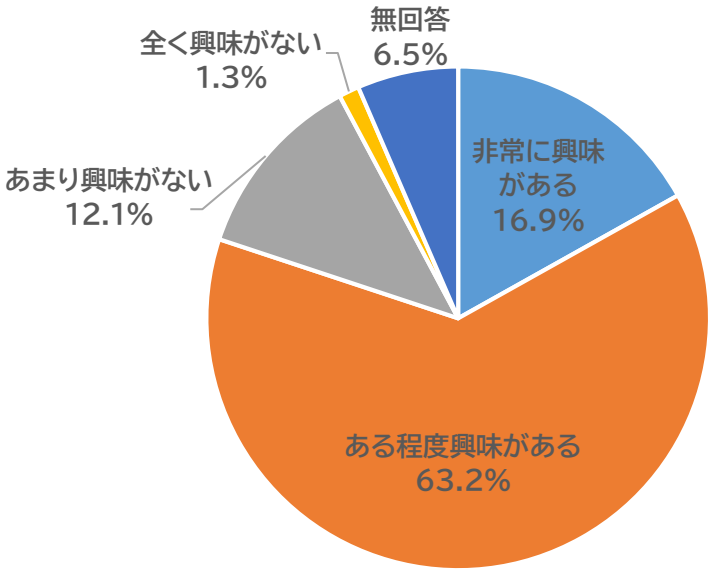

問４　あなたは、エシカル消費につながる行動についてどの程度実践していますか。以下の項目のうち、当てはまるものを一つお選びください。（単一回答　N＝231）

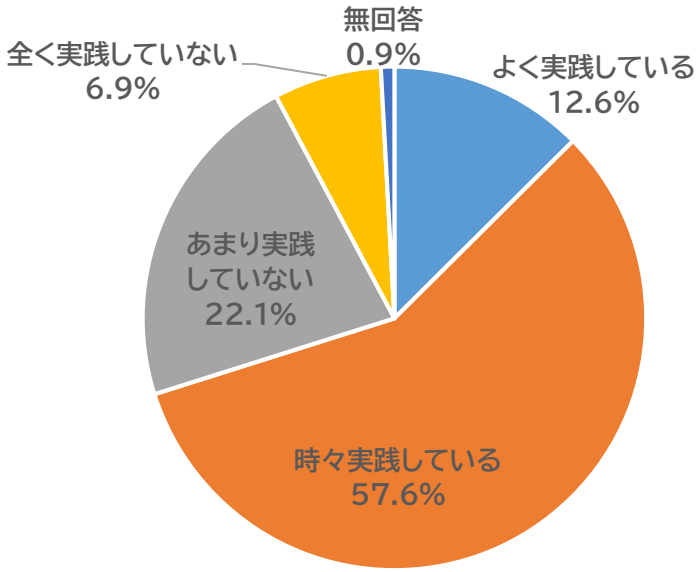

問５　問４で①もしくは②と答えた方に伺います。（③もしくは④と答えた方は、問６へお進みください。）

あなたが、エシカル消費に取り組んでいる理由は何ですか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。（複数回答　Ｎ＝162）

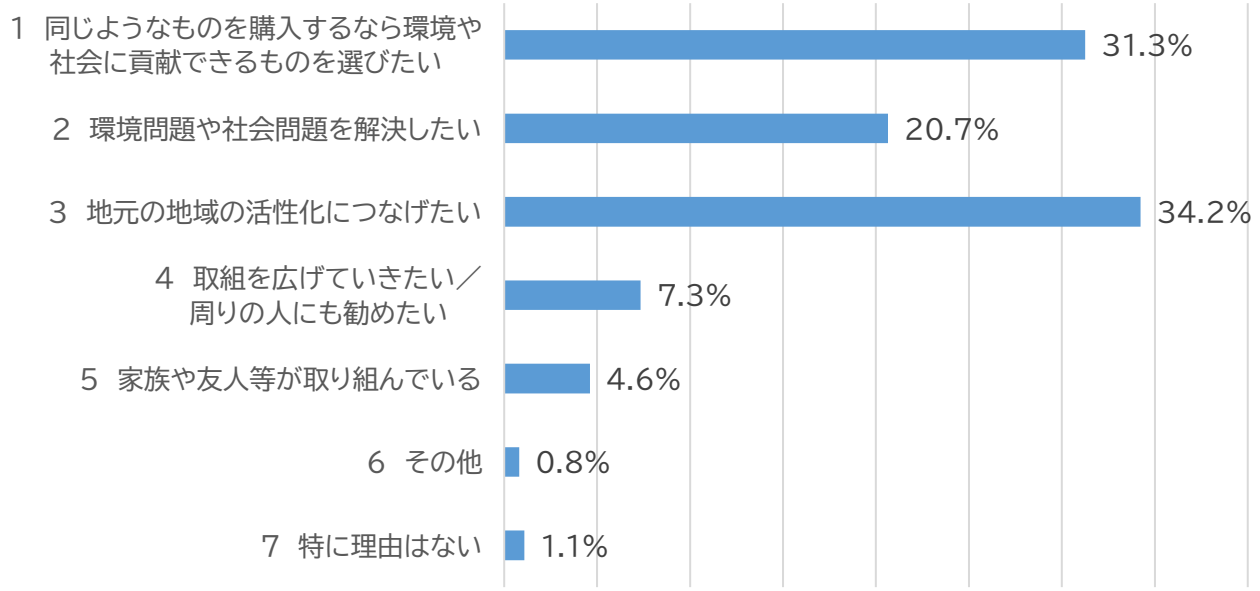

※その他　0.8%（一部抜粋）
- エシカルポイントが付いたり、廃棄にならないように割引されているから。
- 不要なものはリサイクルしたり、他人に譲りたいと思うから。

問６　問４で③もしくは④と答えた方に伺います。（①もしくは②と答えた方は、問７へお進みください。）

あなたが、エシカル消費に取り組んでいない理由は何ですか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。（複数回答　Ｎ＝67）

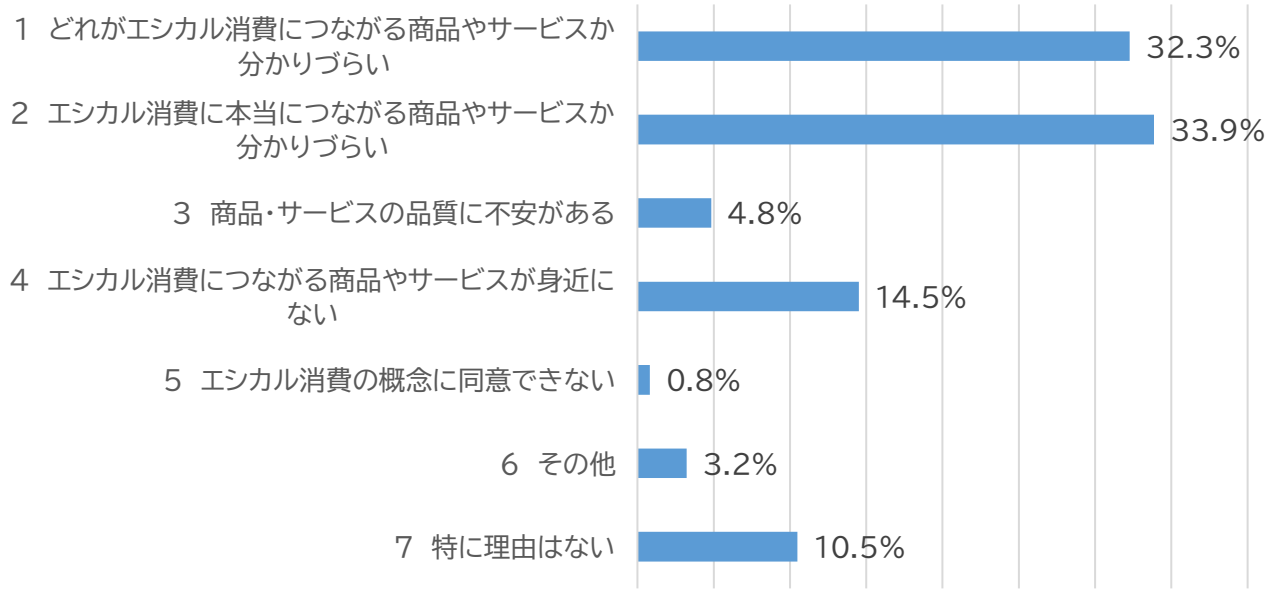

※その他　3.2%（一部抜粋）
- 価格の問題。
- エシカル消費にシェアやリサイクルを含めるのは違うと思うから。シェアやリサイクルは、生産者の利益を不当に圧迫するから。

問７　あなたは、エシカル消費につながる以下の商品・サービスのうち、具体的にどれを購入した経験がありますか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。（複数回答　Ｎ＝231）

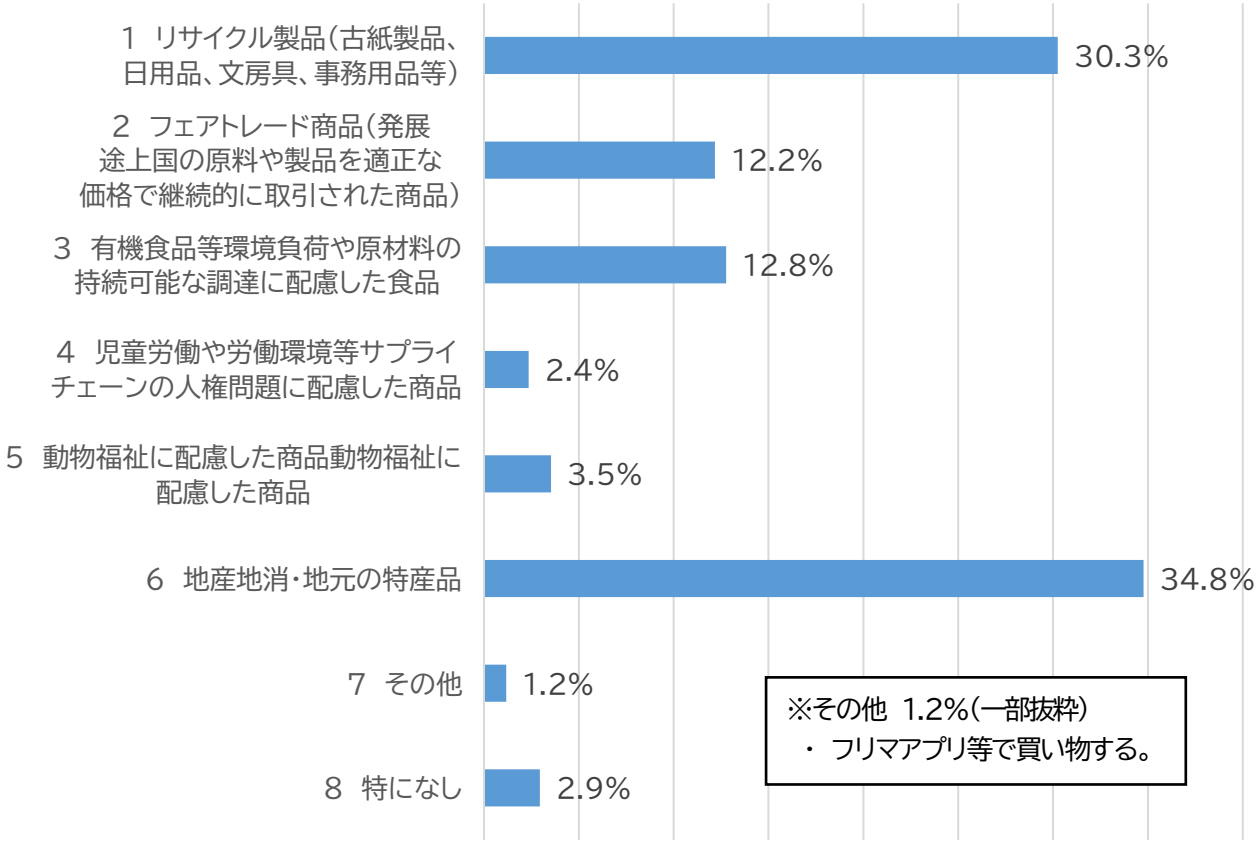

問８　あなたは、エシカル消費につながる行動について、具体的にどのようなことを実践していますか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。（複数回答　Ｎ＝231）

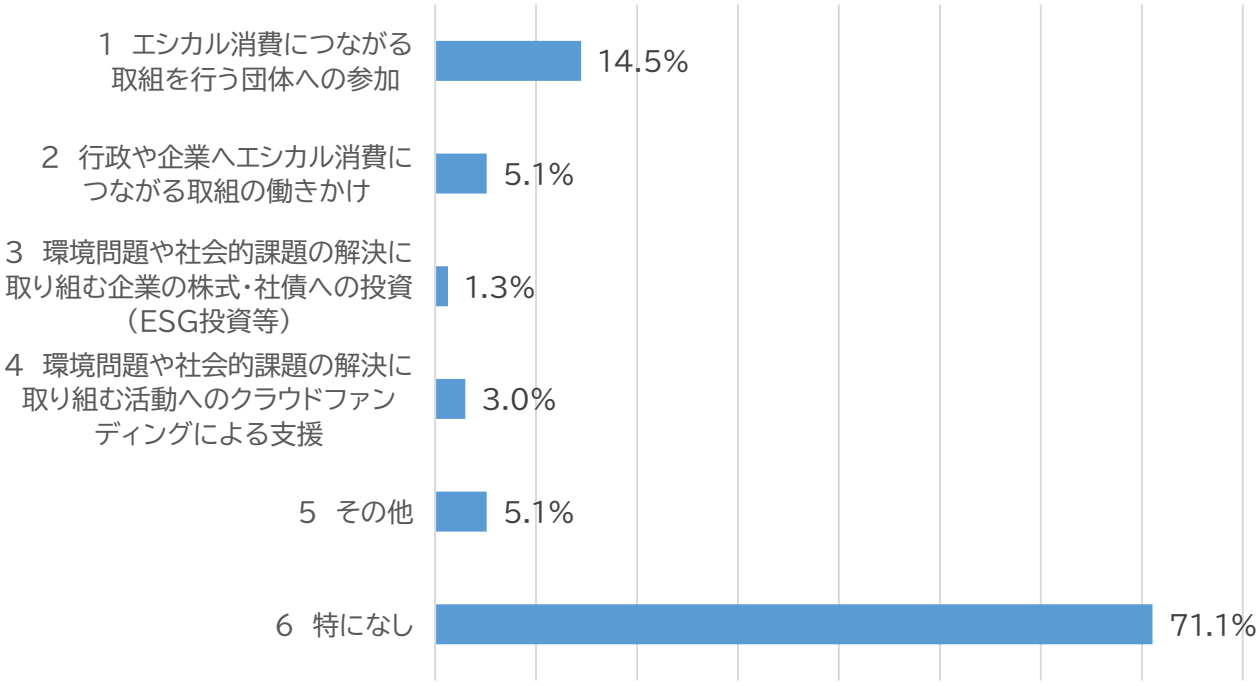

問９　今後、あなたは、エシカル消費についてどのような行動を行いたいと思いますか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。
なお、現在行っている行動で、今後も継続して行いたい行動も含めてお答えください。
（複数回答　Ｎ＝231）

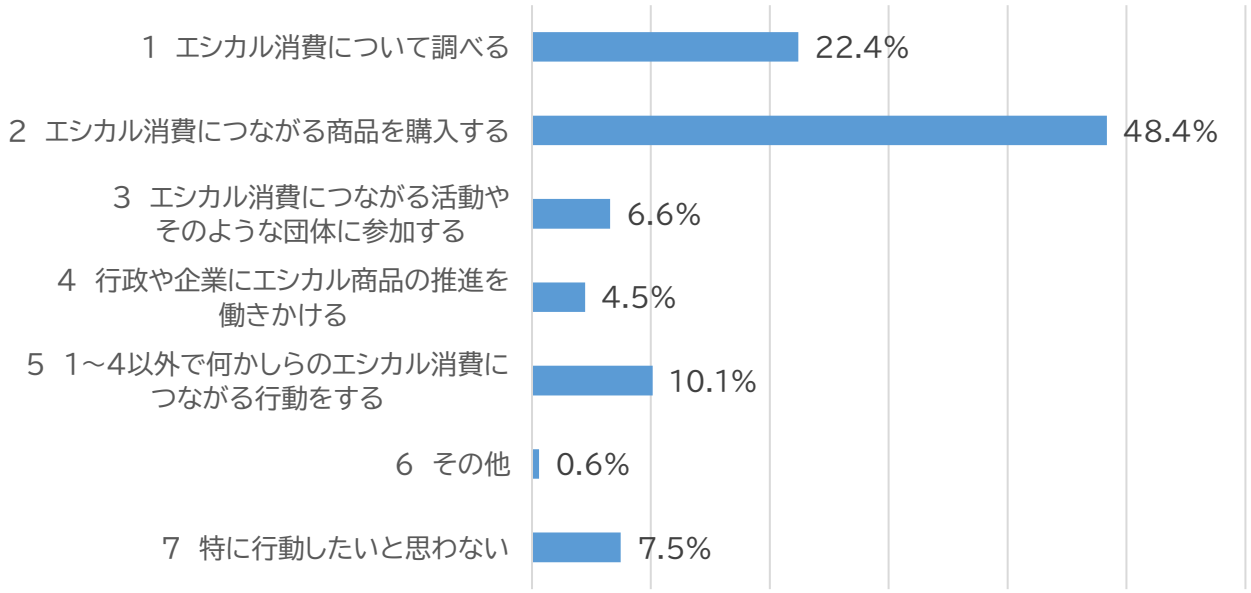

２　消費者ホットライン１８８について

問１　地方公共団体では、商品の購入やサービスの提供に伴う契約等でトラブルや被害に遭った場合に相談できる窓口を設置しています。あなたは、このような「消費生活相談」に関するサービスを知っていましたか。当てはまるものを一つお選びください（単一回答　N=231）

※「消費者ホットライン188」 は、電話で３桁の「188」番にかけると、お近くの地方公共団体の消費生活相談窓口につながり、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。

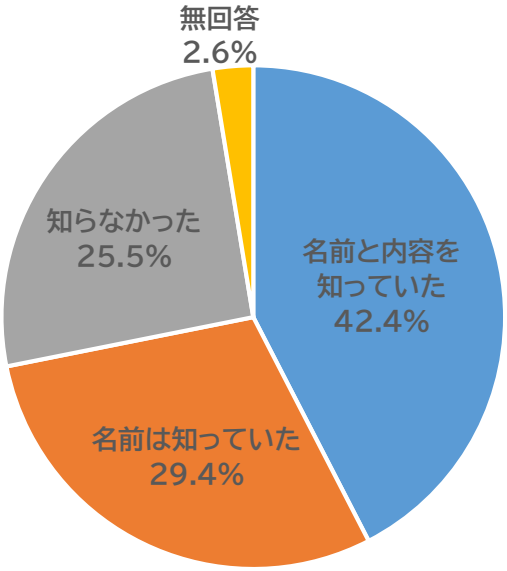

問２　問１で①もしくは②と答えた方に伺います（③と答えた方は、問３へお進みください）。あなたは、「消費者ホットライン188」をどこからの情報で知りましたか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。（複数回答　N=166）

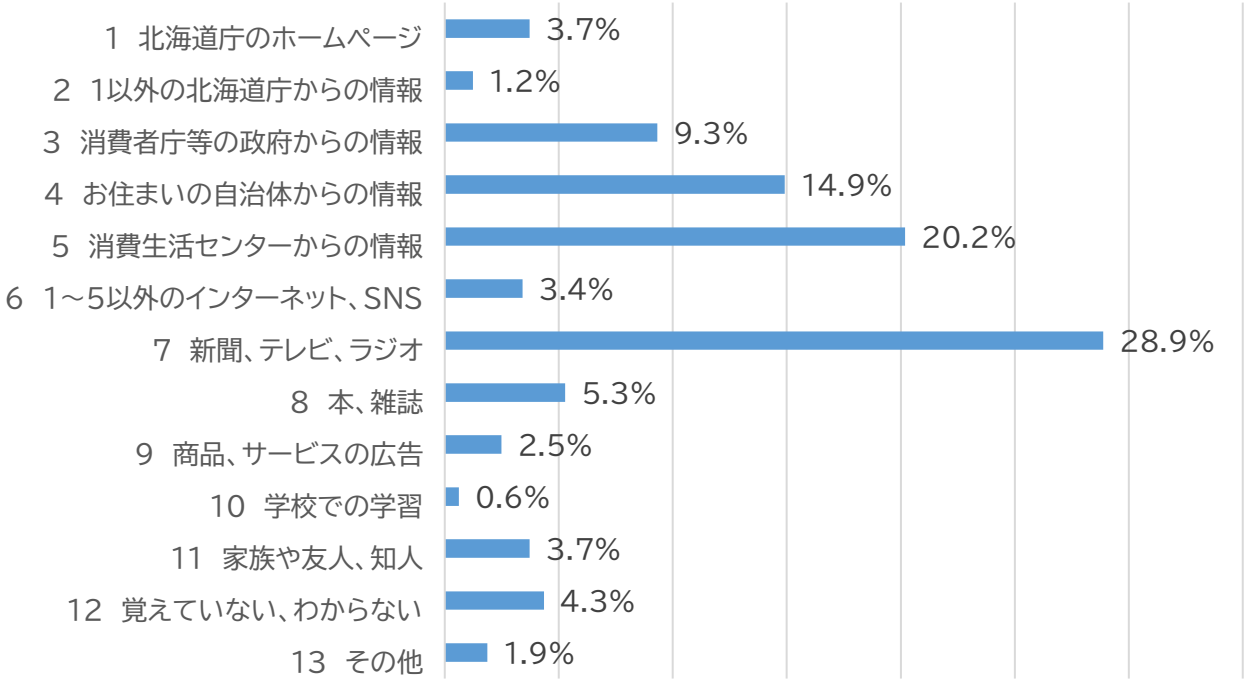

※その他　1.9%（一部抜粋）
- 消費生活モニターアンケートで知った。
- 何かの講習に参加した。
- 職場。

問３　商品の購入やサービスの提供に伴う契約等で、実際にトラブルや被害に遭った場合、あなたは、行政が運営する消費生活相談の窓口（消費生活センター等）へ相談しようと思いますか。当てはまるものを一つお選びください（単一回答　Ｎ＝231）

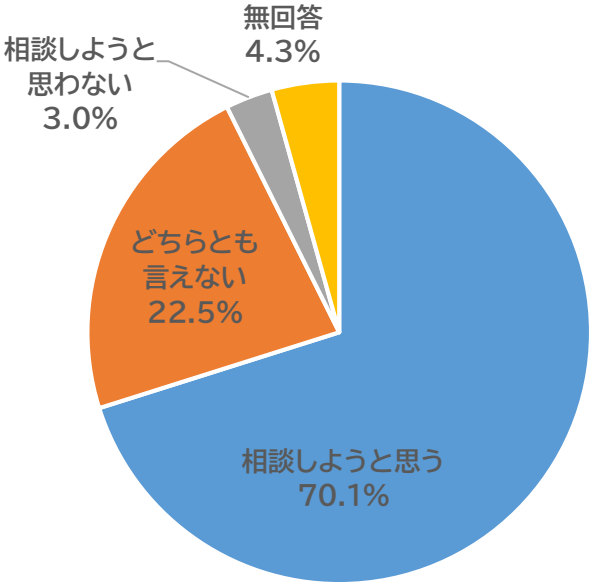

問４　問３で②もしくは③と答えた方に伺います。（①と答えた方は、問５へお進みください。）「どちらともいえない」又は「相談しようと思わない」と思った理由は何ですか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。（複数回答　Ｎ＝59）

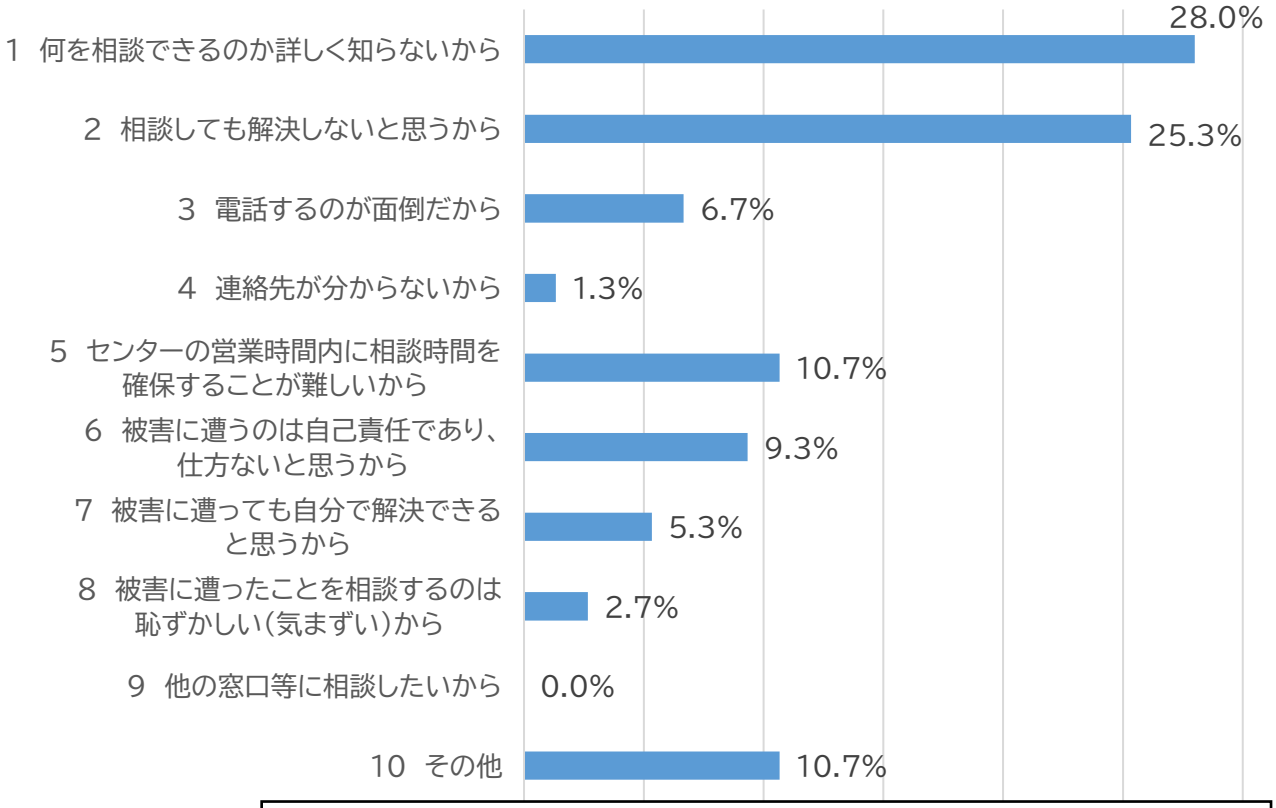

※その他　10.7%(一部抜粋)
- 自身で解決に向けて向きあった上で、解決に至らない場合、力を借りようと思うから。
- 落ち着いて思い出せるか定かでないから。
- そのときの状況や内容によって検討すると思います。
- ホットラインの存在を忘れているかもしれないから。
- あまり人に知られたくないため。

問５　消費者トラブルを自分で解決することに役立つ情報や相談窓口についてまとめたウェブサイトがあれば、消費生活センター等に相談する前に利用したいと思いますか。当てはまるものを一つお選びください。（単一回答　Ｎ＝231）

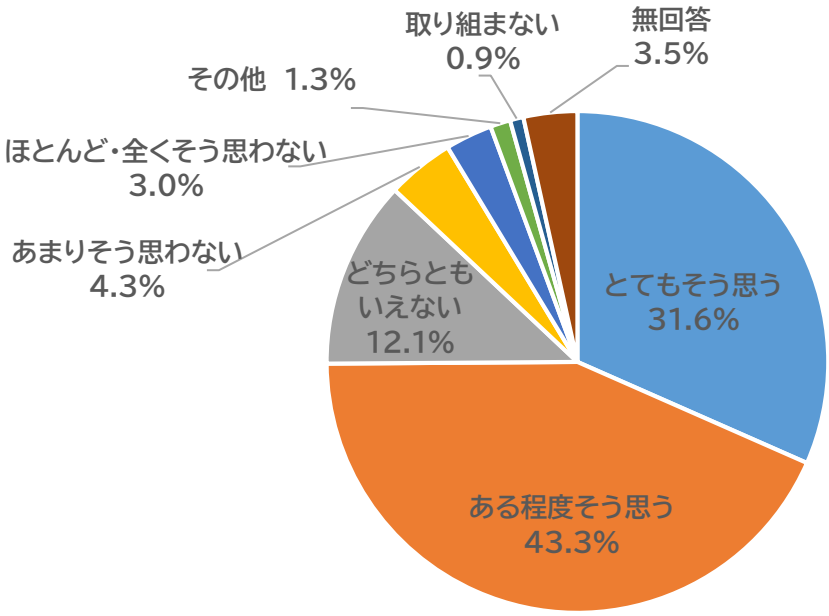

※その他　1.3%（一部抜粋）
- インターネットを使用しない。
- スマホもパソコンも持っていないから。